慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	文久2年における三井横浜店の経営転換とその貿易金融展開の動向
Sub Title	The business conversion of Mitui Yokohama branch in 1862 and the tendency of their operation on trade finance
Author	石川, 治夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1989
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.82, No.2 (1989. 7) ,p.245(57)- 274(86)
JaLC DOI	10.14991/001.19890701-0057
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19890701-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」82巻2号（1989年7月）

文久2年における三井横浜店の経営転換とその貿易金融展開の動向

石　川　治　夫

はじめに

明治維新政権下における殖産興業政策〔商人資本の産業資本への転化を通じた資本の本源的蓄積政策〕は，「運輸ノ便」・「金融ノ道」[(1)]をひらくための貨幣・商品流通機構整備のための諸政策を基軸として展開された[(2)]。これらの流通機構整備政策の政策基盤となったのは三井・三菱等のいわゆる政商資本であったが，彼らは，少なくとも大隈財政下の殖産興業政策が本格化する明治8年頃には，旧来の前期的資本の姿態を脱して，商人資本の産業資本への転化を通じた資本の本源的蓄積政策たる殖産興業政策を遂行しつつある維新政権と連繋する「政商資本」[(3)]に転化していたものであると見なければならない。これらの前期的資本の「政商資本」への推転の過程を解明することは，日本資本主義形成史及び明治維新政権の歴史的性格の究明作業における重要な一側面である。この論点は，従来の経営史的研究においては，「封建社会から資本制社会への転換を商人資本がいかなる形で受けとめ，自己の脱皮をなしたか，その変換がいかなる具体的方針，諸政策を通じてなされたか」[(4)]という視点から，特に三井の研究においては，小野，島田，鴻池等の旧特権商人資本が明治初期に没落・停滞して行く中で，三井が財閥資本への転化に成功した要因は何か，という課題として提起さ

注（1）大隈重信「天下ノ経済ヲ謀リ国家ノ会計ヲ立ツルノ議」明治8年.（『大隈文書』第3巻 P.121)。

（2）大隈の殖産興業政策論においては，「農」(農業及び製糸・製茶等の在来農産物加工産業).「商」(商業，金融・運送業，及び道路，鉄道，港湾等の社会的資本)，「工」(軍事工業，及び紡績業等の移植産業）それぞれの重要性の認識の上に立って，「『工』を移植産業として育成しつつ…輸出入を平均化せしめたるために『農』の物産を繁殖・流通せしめること，そのために『運輸ノ便』や『資本の供給』などのために『商』を保護・奨励すること」〔大石嘉一郎「『殖産興業』と『自由民権』の経済思想」（長幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史・I』1969年，有斐閣）P.46〕(農工商併進）が構想されていた。

（3）「政商資本」概念は，前期的資本が，商人資本の産業資本への転化を通じた資本の本源的蓄積政策を遂行する絶対主義政権と連繋しつつ，産業資本（財閥資本）へ推転してゆく過程において，「政府の直接の特恵的保護のもとに，地方の商人資本を指導し組織して中央―地方を通ずる流通機構の支配者・産業資本の創設者となりつつある」〔大石嘉一郎『日本地方財行政史序説』1961年2月，御茶の水書房，P.230〕段階を表す，すぐれて歴史的な概念である，と解されるべきである。また，その直接の前身たる前期的資本も，単なる前期的資本ではなく，「『商品という名の砲弾』・『世界貨幣』という暴力の圧倒的威圧の前に，それ自体他律的に，国内産業・国内市場の組織者として産業資本への転化を余儀なくされ，まさに『方向規定性』を附与された」〔大石嘉一郎「維新政権と大隈財政」(『歴史学研究』240号，1960年）P.27〕「前期的資本」であった。

（4）安岡重明『財閥形成史の研究』1970年1月，ミネルヴァ書房，P.5。

れ，その要因として，①三井が維新を積極的に利用する姿勢をもち，新政府と密着しつつ政府の事業に積極的に協力し，それをテコに自己変革を行ない[(5)]，②抵当増額令（明治7年10月）迄に根本的な機構改革を成就していたこと[(6)]，③新政府においても自己の政策基盤安定化のために，三井の財力と信用力を利用しようとしたこと[(5)]が指摘されているが，そうであるならば，三井は維新政権の新政策が開始される明治2～3年頃において，既にその政策基盤を担い得るための「形質」〔＝資本主義世界市場の一環に包摂された国内市場の支配者となりつつある「前期的資本」〕を獲得しておらねばならず（大石氏の「方向規定性」の獲得），そのための自己変革は，その端緒を幕末期における三井の営業活動の中に求めなければならないであろう[(7)]。その際，安政6年開港と同時に開設され，幕府の外国方御用を一手に引請け，「国内商人の代表として[(8)]」欧米資本主義の脅威に直接的に接しながら，彼らと，開港＝貿易開始を契機として新たな発展をとげつつあった国内農民的商品生産の波頭に立つ新興横浜商人とを媒介した，三井横浜店の営業活動の変遷過程を解明することは，三井の前期的資本から「政商資本」→財閥資本への転化のための自己変革の「端緒」を探る作業における重要な手がかりを与えるものである。

本稿の課題は，以上の視点から，安政6年6月（1859年）より慶応3年7月（1867年）横浜御用所に改組されるまでの8年間にわたる三井横浜店の営業活動を，文久2年6月（1862年）の呉服物売込中止を画期とする前後二つの時期に分けて考察し，文久2年における横浜店営業活動の「転換」と，後期における同店の営業活動の重点の移行が，新たに発足した横浜御用所の「横浜市中融通御貸付制度」創出に果たした意義とその限界を明らかにすることにある。横浜店の営業活動と「横浜市中融通御貸付制度」との間の関連について，従来の研究は，前者の「失敗」の原因を三井の家風である「堅実主義」からの逸脱の中に求めたうえで，後者においてはその反省の上に立って「手堅い方法」が採用された，とするのみで[(9)(10)]，業務内容の次元における両者の関連性には言及がなされて

注（5） 同前 P.256。なお，明治初期における政府の経済政策と，それに呼応した三井の機構改革過程については，岩崎宏之氏の研究がある。「政商保護政策の成立」（『三井文庫論叢』1，1967年）「為替座三井組の成立と展開」（同3，1969年）

（6） 宮本又次『小野組の研究』第3巻，1940年，新生社，P.638。

（7） この点に関し，従来の三井研究においては，幕末～明治初期にかけて三井が深刻な経営危機に瀕し，自己改革の必要性に迫られたことと，その改革過程において外部から有能な人材（三野村利左衛門）を得たことなどが指摘されているのみであり（安岡重明，前掲書 P.256，PP.537-8），三井の自己改革の端緒を幕末期の営業活動の中に見いだそうという視角は希薄であると言わざるをえない。ただし，松本四郎氏は，江戸・横浜御用所が「市中融通御貸付制度」によって，（江戸においては慶応2年，横浜においては慶応3年に開始）幕府権力と共同して，村落上層・豪農の販売担当者である新興都市商人を対象とした荷為替金融を開始したことは，三井が新たな信用制度形成の契機をつかむと同時に，すでに広範に展開しつつあった国内市場を金融的に支配することの起点となったことを指摘されている。〔「幕末・維新期における経済的集中の史的過程」（『歴史学研究』329号，1967年10月）PP.8-12〕。

（8） 『横浜市史』第2巻，1959年3月，P.677。

（9） 日本経営史研究所（編）『三井両替店』（三井銀行刊，1987年7月）第5章の3（杉山和雄氏執筆）PP.370-383。同様の指摘は，『横浜市史』第2巻（1959年3月）第3編第4章第1節（中井信彦氏執筆），及び三井文庫（編）『三井事業史』本篇第1巻（同文庫刊，1980年1月）第6章第8節の4，5（賀川隆行氏執筆）にもある。

いない。従って本稿における具体的課題は，呉服物売込中止と同時期に提起された「御用御貸付金」構想を文久2年の「転換」における「転回軸」として把えたうえで，「横浜店塞物調査」における同店不良資産の細目を検討することを通じて横浜店営業活動の推転の諸段階を明らかにすると同時に，「御用御貸付金」構想の線に沿って展開された後期営業活動の中において「横浜市中融通御貸付制度」が内在的に準備される過程，及びその過程において「御用御貸付金」構想の全面的展開を制約した諸条件を考察することである。その際，後期横浜店営業活動の資金的基礎となった「外国方預り金」の構成的特質とその出納状況が後期営業活動に与えた影響を解明することも重要な論点になるであろう。

第1節　横浜店出店の経緯

三井江戸本店に対して外国奉行水野筑後守より横浜出店の要請がなされたのは，横浜開港を三カ月後に控えた安政6年2月27日であった。[11] 次いで29日には再び外国奉行所より呼び出しがあり，三井八郎右衛門名義で「外国方御金御用達」が申し付けられた。

御用の内容は，

> 諸品入札代金相納候分ハ不残御預ケニ相成リ，貿易致候代金町人へ御渡之節，右金子入用丈ケ相納，猶引残之分ハ，江戸表へ御為替ニ相成，尤御役所金入用之分モ相納，万一引足不申候節ハ，上御金蔵ヨリ早々受取御渡ニ相成可申……[12]

と，貿易品を幕府管理のもとで入札に付し，その代金を全額預り，輸出した商人へ支払いをしたあと，残金を江戸へ為替送金すること，ならびに役所金の出納を行なうことであり，幕府管理下の「会所貿易」方式を想定したものであった。[13] これに対し，江戸本店は京都在住の八郎右衛門に出店ならびに御用引請けの可否を問い合せた後，出店については3月7日に，御用引請けについては三井一族（八郎右衛門，三郎助，次郎右衛門，元之助）による一手引請けを条件として3月17日に，それぞれ受諾の意志を伝えている。[14]

外国方御用については更に5月10日，内外貨幣両替御用申し付けの打診があったが，江戸本店は両替店と相談のうえ，12日に「元来金銀之位性合之善悪等一向存不申」[15]との理由で御用引請けを固辞し，重ねて「万一於役所過急之入用出来候時ハ立替金出来候哉」[16]と役所入用金の一時立替を要請されたが，これについても即座に口答で謝絶の意志を伝えた後，20日には「御立替金之儀ニ付而ハ，不限多少御免御沙汰奉願度奉存候」[17]と文書で正式な回答を行なった。こうして三井横浜店の外国方

注（10）この見解においては，前者の「堅実主義」からの逸脱が手代の独断的取引，預り金管理・運用の乱脈性などの「店内統制の紊乱」（『三井両替店』P. 375）として把握されているのに対して，後者の「手堅い方法」は貸付先の厳選を意味しており，両者における「堅実性」の意味内容が異なっていることに注意すべきである。

（11）「外国奉行被仰渡書其外御届書振一巻」安政6年2月，三井文庫所蔵資料，続—1557-1。

（12）（14）～（17）前掲「外国奉行被仰渡書其外御届書振一巻」。

（13）前掲『横浜市史』第2巻，pp. 207～8。

御用は，すでに3月の段階で合意に達していた貿易代金の管理・請払，及び預り金の範囲内における役所金出納の二項目となり，5月26日に正式な請証文が提出された。しかし実際には当初想定された「会所方式」の貿易は行なわれなかったようであり，三井側にも貿易代金の管理・受払いを行なったことを示す資料が残されていないことから，開港当初における横浜店の外国方御用は役所金出納に限られていたものと推量される。

横浜出店に際しての江戸本店の姿勢について，従来の研究は，出店（呉服物売込）に関しては消極的であったが，「外国方御用の引受けそのものについては当初から積極的な意向をいだいていた」[18]とし，その理由を「貿易関係の公金出納を引受け，もって本店営業の不振や御用金負担等の金繰りの困難を打開しようという意図」[19]があったことに求めている。しかし江戸本店では，後に「元来本店筋業体違不手馴義，万ケ一不都合筋出来候而ハ難相済ニ付，御金御取扱御用儀，両替店筋へ御願申上度候得共，彼店無人ニテ難勤段御断ニ付，相談之上本店ニテ相勤来」[20]と述懐しているように，幕府公金を取扱うことそのものについてはむしろ消極的であり，両替店筋にその引請方を打診したが，両替店が人手不足を理由に引請けを断ったので，やむなく御用を引請けたのであった。公金取扱に不慣れな本店に対して，両替店は元禄3年（1690）に大坂御金蔵金銀為替御用を引請けて以来多種にわたる公金を取扱っており，経験も豊富であったから，外国方御用の場合もその用務が公金出納に重点をおくものであれば，両替店が引請けるのが普通であり，幕府側もそのことは十分承知しているはずであった。にもかかわらず幕府が本店に外国方御用を申し付け，本店も当初は御用引請けに積極的な姿勢を示したことは，外国方御用における用務の重点が，少なくとも当初は公金取扱以外の点にあったことを示しているのである。

周知のように，この時期には三都特権的問屋商人を頂点とする幕府の封建的流通規制体系が崩壊の危機を迎えており，開港＝貿易開始を契機としてこの崩壊過程が更に進行することを抑えるため，いかにして外国貿易を旧来の流通規制体系の枠内に組み込むべきかということが，幕府及び三都問屋商人の共通の課題であった。そしてそのための方策として幕府が企図したのが「会所貿易」方式にならった貿易管理であり，その中軸に頂点的問屋商人としての三井を据え，横浜貿易の管理，規制にあたらせることだったのである。ここに外国方御用を江戸本店に申し付けた幕府側の理由がある。他方，安政3年3月，三井八郎右衛門より京都町奉行に宛て，「今後，長崎以外の地で交易を始める場合も，〔長崎〕会所頭取と同様に三井一手に御用を申し付けてほしい」[21]という書状が送られているように，本店筋においても外国貿易の一手独占は，天保期以来の経営危機打開のため[22]，以前より関心を示しているところであった。ここで注意しておかねばならない点は，横浜進出において本店が意図したのは，貨幣＝公金取扱ではなく，横浜における貿易管理機構の中軸を占めることであった点である。そしてこれこそ，江戸本店が外国方御用引請けに積極的姿勢を示した第一の理

注（18）前掲『三井両替店』P. 322。
（19）同，P. 324。
（20）「上（横浜店塞物ニ付キ，手代共謝罪ノ件）」慶応3年　本一1219-2。
（21）前掲『三井事業史』本篇第1巻，P. 608。

由だったのである。安政6年5月，外国方御用の用務に内外貨幣両替を加えることを打診されたとき，本店の示した消極的姿勢は，当初想定されていた「会所貿易」方式実現の可能性が狭められた結果，本店が外国方御用引請けに対する熱意を失いつつあったことの表れであったのではないであろう[23]か。こうして安政6年6月1日，横浜開港と同時に開店した三井横浜店は，最初から消極的であった呉服物売込と「業体違い」の役所金出納を，その業務の柱として出発しなければならなかったのである。

第2節　呉服物売込の不振と売込部門の廃止

①　呉服物売込の不振

前節で明らかにされたように，まさに前途多難な船出をした横浜店であったが，ここでは横浜店の目録[24]を手がかりとして文久元年上季までの同店の営業状態を検討する。まず第1表の呉服物売込高を見ると，安政6年下季の822貫に対して，万延元年上季400貫，文久元年上季148貫とそれぞれ前年の半高以下に落ち込み，呉服物売込の著しい衰退状態を示している。また売込物の仕入先別では三季を通じて京・江戸代呂物と当地買いが大部分を占め，その内においても前者の割合が圧倒的に大きいという構成は不変である。横浜店式目には，諸代呂物の仕入はすべて江戸表より仕送りし，当地仕入れ買いは一切無用であるが，事情により江戸表と相談の上，当地仕入れを行なってもよい，という規定がある[25]。京・江戸代呂物仕入れはこの規定に従ったものであり，当地買いは式目の但し書きを拡大解釈して恒常的に行なったものであろう。また当時国内においては，関東物に比して西

注（22）天保期以後の本店筋経営危機の要因は，①西陣物の不振による総売上高の減少と利益金の急減（京本店の総買高は，天保期後半の銀8,200貫から，天保13年以後安政期にかけて6,000貫前後に減少し，それに伴って本店一巻の年間総利益金額も，天保12年の銀1,850貫から銀1,400貫前後に急減した。）②天保改革の物価切り下げ令による全商品価格の2～4割切り下げがもたらした損失（江戸三店・銀724貫，大坂本店・884貫，京三店・2,207貫，計3,815貫）③大塩の乱における大坂本店焼失，安政大地震による江戸三店焼失を始めとする火災による店舗焼失―普請費用支出（合計銀8,120貫）などである。②③はいずれも一時的な損失であったが，それが①の長期的な経営低落傾向のなかで起こったため，各三年勘定内の純益金による償却が不可能となり（三年勘定制度の破綻），これらの損失は不良資産化し，商品仕入のための資金に不足を来すほど本店経営を圧迫した。本店ではこれを打開するために，大元方への上納金減額を申し入れたうえ，天保13年以降，大元方，両替店より頻繁に資金融通を受けたが，（天保13年・20,000両，弘化元年・26,800両，同2年・10,000両，嘉永3年～安政6年・58,000両と銀72貫）経営状態は好転せず，安政6年末にはこれらの融資額の内，金101,300両と銀72貫が未返済になっていた〔『三井事業史』本篇第1巻，pp. 575-585〕。

（23）5月12日の時点においても，「御金御用ハ為何ニ相勤候哉」という外国奉行の問いに対し，本店は，「入札代金御上納之分奉預置候内，御役所ニ而御入用金御座候ハヽ，御差図金高丈奉上納……儀ト奉承知候」（前掲「……御届書振一巻」）と答え，用務の中心は入札代金の出納であるべきである，との主張を崩していない。

（24）「横浜店目録」安政6年下季，万延元年上季，文久元年上季，続―4541-1. 4556-1, 4571-1。この時期における同店目録は以上三季と文久2年上季のものが現存している。なお横浜店の呉服物売込が中止されるのは文久2年6月であるが，文久2年上季目録には呉服物売込関係の項目は存在しない。

（25）「横浜店式目」安政6年11月，続―1268。

第1表　横浜店の売上高及び営業収支

	安政6年下季		万延元年上季		文久元年上季	
	売上高	収益・費用	売上高	収益・費用	売上高	収益・費用
江戸・京代呂物	738貫690匁1	73貫869匁1	318貫964匁8	32貫017匁	114貫522匁6	10貫248匁2
当地買	50 562	8 949. 7	62 080. 2	10 355. 9	21 042. 8	2 134. 1
糸見世買	6 752		11 127. 1			
仲間雑物買	7 330. 5	875. 9	290. 6	30. 3	※11 049. 4	※ 2 248. 2
職人払	9 052. 4	841. 1	6 763	620. 5	1 555. 6	147. 1
唐物渡付徳						254. 3
売上帳上ゲ		1 661. 2				
札上ゲ		14 745. 6		3 888		2 947
売上・収益計	822貫043匁2	100貫942匁5	400貫791匁6	47貫218匁5	148貫169匁8	18貫501匁1
札引ケ		6 751. 6		2 322. 1		3 053. 8
諸経費		44 306. 2		41 627. 6		31 331
毎日算用不足		141. 2		201. 8		193. 6
費用計		51貫199匁		44貫151匁5		34貫578匁4
利損差引		49貫743匁5		3貫067匁		△16貫077匁3

横浜店各季目録より作成。　　※その他共

陣物の売れ行きが悪く，西陣織物業者が難渋しているので，横浜店においては西陣物の売込に力を入れるように京都町奉行所より八郎右衛門に申し入れがあり，京本店も横浜店へ切本を送るなどして西陣物の売込をはかったが[26]，横浜売込においても関東物の優位を覆すことはできなかったようである。呉服物売込の不振は，外国人の好みと一致する品揃えができなかったことに加えて，そもそも外商が望んだ貿易品が生糸と茶であり，呉服物ではなかったことによるものであったと言われている[27]。

次に第1表収益・費用欄より同店の営業収支を検討する。横浜店では，江戸本店取扱の商品については売上高の一割が利益として自動的に計上され，その他の商品については仕入額の約一割を払徳として仕入値に加算して売込んでいた。但し糸見世買いの払徳は五分，当地買いについては蔵入，札掛それぞれ一割，計二割の利益が見込まれていた[28]。収益額は安政6年下季の100貫余から万延元年上季の47貫，文久元年上季の18.5貫へと，呉服物売込の衰退に伴って激減しており，営業経費を差し引いた純益では，安政元年下季こそ50貫弱を計上したものの，翌万延元年上季にはわずか3貫となり，文久元年上季には16貫の欠損を出すにいたっている。営業収支悪化の原因は言うまでもなく呉服物売込の不振にあるが，外国方御用を勤めるために，人件費等の経費を売込の衰退にあわせて切り詰めることができなかったこともその一因としてあげることができる。

呉服物売込の衰退に加えて，横浜店の経営不振に追い打ちをかけたのが多額の不良資産の累積であった。文久2年5月の横浜店塞物調べ[29]によれば，不良資産の内訳は第2表の通りである。このう

注（26）「証十四番」安政6年4月7日，別—558。
（27）前掲『三井両替店』P. 371。
（28）前掲「横浜店式目」。
（29）「横浜店及北岡塞物調」文久2年5月，本—1353-10。

第2表　横浜店の不良資産（文久2年5月）

	金	銀	債　務　者	備　　考
1	340両3分	貫　8匁5		瀬戸物有高
2	691　2	14		唐桟留調入の節，洋銀相場違損毛
3	56　1			平次郎一件入費
4	375		会津屋新七	500ドル貸
5	300		英　スネル	400ドル貸
6	1,450		英　ヘンサン	呉服物代
7		1　022. 4	中山作十郎	〃
8		147. 3	末永献太郎	〃
9		328. 8	太田源三郎	〃
10		4　612. 9	升屋庄八	〃
11		362	志筑貞之助	〃
12		405	開勢楼清右衛門	〃
13		615	五十鈴楼	〃
14		1　037. 8	岩亀楼	〃
15		262. 8	英　ケツリキ	〃
16		7　914. 1	蘭1番キネツル	〃
17		76. 7	英　スネル	〃
18		749. 3	於長	〃
19		84	南京　阿公	〃
20		9　357	南京　福松	〃
21		5　230. 8	英　ホーロ	〃
22		204. 3	蘭7番コーネル	〃
23		3　629. 4	蘭　コンシュル	〃
計	3,213両2分	36貫062匁1	為銀228貫872匁1 （内呉服物代滞高　123貫039匁6）	

「横浜店北岡塞物調」本一1353-10より作成。

ちまず目につくのが銀36貫余と金1,450両（計123貫）にのぼる呉服物売込未収金の存在である。これらの売込先には国内商人や開港場の遊廓等も含まれているが，その大部分は1,450両が未収になっている英商ヘンサン等の外国商人である。これらの外商からの未収金取り立ては困難を極めたと予想され，資料の現存する三季の純益が合計36貫であることから，123貫余の未収金の存在は，三井横浜店の呉服物売込が全体として赤字におわったことを示しているのである。(30)

②　手代独断取引による引負金

横浜店においては「式目」で生糸取扱を禁止し，呉服物売込業務も原則として本店扱いの商品売込に限定するなど慎重な経営方針がとられていたが，手代の中には独断で外商相手の取引を行なうものもあったと言われている。(31) 文久2年5月塞物調査資料中にはこのうち手代井狩平次郎の取引に関する資料が含まれている。(32) 第3表より平次郎の取引内容を推量すると，商品売込のための集荷資金として外商より洋銀を借り入れ，これを国内商人に手渡し，生糸，蚕種，呉服物等の集荷を依頼

注（30）　第2表中には唐物買い付け時の洋銀相場違い損耗691両が見えるが，これは文久元，2年両上季における唐物渡付徳計1貫750匁（約29両）をはるかに凌駕しており，洋銀相場の変動が当時の横浜商人の経営を如何に不安定たらしめていたかを物語っている。

（31）　前掲『横浜市史』第2巻，P.680。

第3表　横浜店平次郎帳合当節不足金（文久2年5月）

時　　貸　（負債）

	金	銀	備　　考
1	1,643両 分	8匁7	本帳日々高取入分差引残高
2	2,563　1	4　6	生糸1250斤代
3	60		前一条挨拶金
4	31		長崎飛脚賃
5	2,250		蘭　コンシュル　洋銀返済代
6	225		同利息
7	750		南京岱元　洋銀返済代
8	2,325		蘭　コーネン　〃
9	225		同利息
10	999　3		南京波松　洋銀返済代
11	150		南京阿伴　〃
12	277　2		蘭　キネツル　〃
13	375		蘭　ペンサン　〃
14	1,087　2		英　コンシュル　〃
計	12,962両	13匁3	為銀　777貫733匁3

777貫733匁3　平次郎請出不足高

155貫228匁8　御預り洋銀4,336枚
540貫　御預り金9,000両
82貫504匁3　正有金へ借込

異人向残銀・内貸手付共（債権）

	金	銀	債　務　者	
1		169貫548匁	蘭　キネツル	呉服物代・生糸代共
2		15　280. 4	南京岱元	呉服物代
3		300	英　ディセーム	〃
4		1　687. 8	英　コンシュル	〃
5		8　400	英　ケッリキー	100枚の代（蚕種？）
6		37　400	英　ロレロ	350枚の代（〃）
7	260両 分		柏屋音次郎	大豆手付・七□代共
8	325　2		同人召使　久次郎	生糸手付
9	413　1		伊勢屋清右衛門	正金・呉服代共
10	10		□□屋久次郎	正金
11	73	11. 2	岩橋万助	
12	150		千柴文六	
13	332　1		村田伝助	正金・大豆代
14		80　049	佐久間清右衛門	洋銀代
15		45	小細工庄五郎	生糸手付
16		22　500	越前屋五兵衛	〃
17	30	2　250	永野屋庄七	〃
計	1,594両	382貫426匁4	為銀478貫058匁3 差引不明高299貫675匁	

「横浜店及び北岡塞物調」本一1353-10より作成。

第4表　横浜店の営業収支（文久2年～慶応2年）

	文久2上	文久3上	文久3下	元治元上	元治元下	慶応元上	慶応元下	慶応2上	慶応2下
唐物渡分付徳	1貫495匁9	1貫254匁1	2貫715匁8	貫380匁3	貫654匁9	貫768匁	貫720匁	貫　匁	貫461匁5
両替徳	5 435 4	6 287 6	5 491 8	5 783 6	5 376 6	6 392 7	5 436 7	5 326 6	4 126 3
本店借用金貸付利息		7 635	6 443 6	7 314 8	6 984 9	8 586 3	7 295 3	6 754 1	7 881 5
質物・洋銀売買利徳		32 440	26 347 4	26 703 9	29 625 4	30 570 5	32 478 2	33 863 4	16 908 7
収益計	6貫931匁3	47貫616匁7	40貫908匁6	40貫182匁6	42貫641匁8	46貫317匁5	45貫930匁2	45貫944匁1	29貫378匁
地代・紙代	3 058 8	6 879 9	4 943	4 908 8	5 177 6	6 285 6	5 563	5 956 7	6 101 6
毎日算用不足・目軽損共	142 8	120 8	109 4	108 6	117 6	121 9	124 4	113 5	130 8
本店借用金利息		4 800	4 800	4 800	4 800	4 800	4 800	4 800	4 800
諸入用一式	17 544 5	18 415 4	18 514 1	19 664 3	21 299 8	27 203	27 461 7	32 983 1	35 638 3
うち飯米		2 016 4	1 884 8	2 098 9	2 575 2	4 717 5	5 790 9	8 001 9	8 031 6
		（14石2斗）	（12石4斗）	（15石1斗）	（13石9斗2升）	（20石6斗）	（16石9斗5升）	（19石8斗）	（13石8斗）
経費計	20貫746匁1	28貫216匁1	28貫366匁8	29貫481匁7	31貫395匁1	38貫410匁5	37貫949匁1	43貫853匁3	46貫670匁7
差引	△13貫814匁8	19貫400匁6	12貫632匁7	10貫700匁9	11貫246匁7	7貫907匁	7貫981匁1	2貫090匁8	△17貫292匁7
使用人数		手代8，子供3 台所4（15人）	手代8，子供3 台所4（15人）	手代7，子供5 台所4（16人）	手代8，子供5 台所4（17人）	手代10，子供4 台所5（19人）	手代14，子供3 台所4（22人）	手代12，子供5 台所4（21人）	手代11，子供5 台所4（20人）

横浜店各季目録より作成。

するなど，同人が外商の国内商品買い集めのための買弁的役割を果たしていたと思われるふしがある。すなわち第3表「時貸し」の2及び5～13の金11,228両と銀4匁6分（洋銀換算14,970ドル）は，平次郎が外商より借り入れ，返済不能となった洋銀を横浜店の資金をもって清算したことを表している。[33] また「異人向残銀内貸手付共」の7～17は，外商より借り入れた資金を国内商人等に商品集荷資金として再貸付したが，商品買い付け不調のため貸付金が滞ったもの，[34] 1～6は，外商に売込んだ商品の代金が未収となったものである。借入，貸付，売込先が多数であり，取扱商品も多種にわたっていることから，平次郎による独断取引は大規模かつ継続的に行なわれていたものと考えられる。[35] 結局平次郎による「請出不足高」は，777貫733匁3分となったが，横浜店ではうち155貫余を外国方預り洋銀4,336枚，540貫を外国方預り金9,000両の流用で埋合わせ，残り82貫余を横浜店正有金からの借込として処理している。この時期における手代独断取引の特徴は，第一に，外商からの洋銀借入が取引の源資となっていることである。これは当時の横浜店が店内における資金蓄積も少なく，外国方預り金残高もさほど多くなかった結果，流用すべき資金が店内になかったことによるものであろう。文久2年5月，引負金清算の際の外国方預り金流用も，この頃から始まる外国方預り金残高の著増（後述）があってはじめて可能となったのであった。第二の特徴は，取引内容が国内商品売込を軸としたものであり，国内商人への再貸付もそのための商品集荷を目的としていることである。このことは慶応期の手代独断取引（後述）が外国商品買付けと利子取得を目的とした国内商人への洋銀貸付中心であることと鋭い対称をなしており，この時期における横浜店の営業活動が国内商品売込を中心としていたことを反映するものであると考えることができるであろう。

③ 呉服物売込の中止と貿易金融中心主義への「転換」構想

横浜店は文久2年4月，類焼により店舗を焼失したことを契機として，同年6月に呉服物売込を中止した。前述の如く呉服物売込は不振をきわめたうえ多額の未収金を残し，欠損を累積させつつあったから，売込業務の中止は時間の問題であり，店舗焼失はそのきっかけを作ったにすぎないものであった。しかし，呉服物売込の中止は決して横浜店の外国貿易からの撤退を意味するものではなかった。横浜店は呉服物売込中止と相前後して文久2年6月，外国奉行所に「御用御貸付金下貸付願」[36] を提出している。同店はこの願書の中で，①開港以来公金取扱のため毎日3名が運上所へ出

注（32） 前掲「横浜店及び北岡塞物調」井狩平次郎の取引については，『横浜市史』にも記述がある。（第2巻P.680）それによれば，開店早々の安政6年，英商バーバーへ生糸一万斤，英国三番館ケスウィックへ水油三千樽を売込む契約を取り交わしたが，その内生糸8,700斤と水油850樽が未納となり，ケスウィックから神奈川駐在英国領事代理に契約不履行についての提訴がなされた，とされている。

（33） 「時貸」は通常一時的な貸付金を表す語であるが，この場合は，平次郎の外商に対する負債を横浜店が肩代わりして清算したため，この金額が店より平次郎への「時貸」として処理されたことを表している。

（34） この中には洋銀，商品相場投機のための資金として貸し付けられたものもあると考えられるが詳細は不明である。

（35） この時期の手代独断取引としては，この他に田中庄九郎の行なったもの（引負高1,450両，第10表参照）があげられる。

（36） 「御用御貸付金下貸付願一条下書」文久2年6月，本—1183-6。

向しているが，この手当ては一人年間30両である。②最近は御用も手広になったため売込の商売に手が回らず，ついに売込を中止し，現在は御用向きに専従している。③預り金保管のための土蔵等を自己負担で増築し，御用繁多のため増員するなど諸入費が嵩み難渋している，と外国方御用引請が店の経営を圧迫していることを述べた後，

兼而奉預候御用金之内，御金三千両永年御貸下ヶ被成下候ハヾ，御用御貸付金下貸付仕，当御奉行所御支配内御当地并ニ在町身元有之者ヨリ，慥成証拠物取之，下貸付仕度候間，此段奉願上候，

と，外国方預り金のうち3,000両の永年貸し下げをうけ，横浜商人等に対する商品担保の貸付を行ないたいと願い出たのであった。同年8月提出の願書[37]によってその構想を見ると，貸付の内容は生糸，唐物など輸出入品を担保とした，貸付金額一口数百両程度の大規模な貿易金融であり，貸付利息は月1％で，外国奉行所に上納する年6％の利息との差額が横浜店の利益になるものとされていた。更にこの構想においては，

万一右貸付相滞，返済方不埒之者在之候ハヾ，早速御届申上候間，江戸表三井組ニテ御取扱仕候御用御貸付金御取立相成候御振合御同様，御吟味御取立被成下候様……

と，貸付金返済が滞った場合には，江戸三井組取扱の御用貸付金の場合に準じて幕府にその取り立てを肩代わりさせることとされていた。しかもその際，横浜店は証文等の書類を奉行所に送付するのみで，「皆済迄ハ御呼出無之……預主万一致欠落候歟又ハ病死致候節ハ，加判之者共ハ勿論，時期ニヨリ親類共等御呼出シ之上，済方被仰付……元利滞高御取立被下置候儀者不及申上，御取立中利息引続御取立相願，金皆済之上出入御下ヶ相願候事」と，横浜店は滞り貸付金取り立てには一切関与せず，幕府公権力の発動による，親類縁者にまで及ぶ厳しい取り立ての実施を期待したのであった。ここに，呉服物売込中止を契機に「外国方御金御用達」の肩書きを利用し，幕府権力を後ろ盾とした強力な貿易金融業者として，発展しつつある横浜貿易の中に自己の活路を見いだそうとした，横浜店の呉服物売込中心主義から貿易金融中心主義への営業方針転換構想の基本的な方向性を見ることができるのである。

しかしこの「御用御貸付金」構想は幕府の同意を得ることができなかったらしく，このままの形では実現しなかった。そしてこれに替わるものとして採用されたのが文久3年上季以後実施された「本店借用金貸付」制度であった。同季以後の横浜店目録には本店借用金として銀150貫（2,500両，半季につき利息4.8貫）の記載があり，毎季6～8貫の安定した収益が計上されている[38]。しかしこうした代替措置も，幕府権力による元利金取り立ての保証という安全弁を欠いている以上，当初の構想から大きくはずれるものとなり，横浜店営業の安定的な基軸として発展することはできなかったのである。

注（37）「御用御貸付金下貸附仕候手続并に証文面等申上書」文久2年8月，本—1183-7。

（38）「本店借用金貸付」に関する帳簿，証文類等の資料は現在までのところ全く発掘されておらず，その具体的な運用状況は未解明であり，目録に計上された収益が実際に存在したか否かも判然としていない。またこの貸付と外国方預り金流用による貸付との関連の有無も不明である。

「横浜店目録」によれば，文久2年以後の横浜店の営業成績は第4表の通りである。[39] この時期の「目録」記載内容にはいくつかの問題点があり，[40]「目録」からただちに横浜店の営業内容，営業状態を推定することは，当時の横浜店営業活動の全体像を矮小化する危険性があるが，ひとまず「目録」の数値に従って横浜店の「公式」な営業成績を見ると，収益の過半は質物・洋銀売買利徳であり，これに本店借用金貸付利息，両替徳等を加えて合計40貫台となる構造は，慶応2年下季を除いてほぼ一定している。[41] 他方，営業経費は文久，元治年間の30貫前後から慶応年間には38～46貫へと増加している。その結果文久，元治年間には10貫台であった横浜店の純益は慶応期に入ると急減し，慶応2年下季には，ついに17貫の欠損を生ずるにいたったのである。[42]

呉服物売込中心主義から貿易金融中心主義への営業方針の「転換」は，その基軸となるべき「御用御貸付金」構想の実現が果たせなかったためきわめて不完全な結果となり，貿易金融の面から発展しつつある横浜貿易に介在し，これを自己の蓄積基盤として把握しようとした三井横浜店の「転換」構想は，目録で見る限りにおいては全くの画餅に終わったかの観がある。[43] しかし実際には，横浜店は文久2年以降，膨大な外国方預り金を流用して，目録には顕れない非公式な形で貿易金融を展開していたのである。そこで次節において，横浜店の貿易金融展開の資金的基礎となった外国方預り金の構成と，その出納動向を検討にすることとする。

第3節　三井横浜店の外国方預り金とその構成的特質

①　外国方預り金の諸項目

横浜店の外国方預り金については，これまでのところほとんど研究の手が付けられておらず，わずかに慶応3年横浜店塞物調査資料中にある同年2月現在の預り金残高が紹介されているのみであり，[44]「幕府公金は江戸本店，横浜店のいずれの取扱にすべきかあいまいなまま，どちらの帳簿にも未

注（39）「横浜店目録」文久2年上季～慶応2年下季，続—4584-1，4600-1，4615-1，4630-1，4645-1，4660-1，4675-1，4690-1，4705-1。

（40）この時期の「横浜店目録」は，その記載内容を裏付けるべき資料が存在していないこと，「外国方預り金」流用による非公式な貸金（第4節参照）に関する記載が皆無であることなどからその信用性は低く，これによってこの時期における横浜店営業活動の全貌を捉えることは不可能である。また第8表と第9表の間の請高・有金高の差額約10万両〔この差額は慶応3年春における横浜店の総資産額と外国方預り金額との間の差額であると推量される。第4節注(63)参照〕は，当時の本店の経営状態からみて〔第1節注(13)〕本店より融通を受けたものではなく，横浜店の自己資金であると考えられるが，横浜店において10万両もの自己資金の蓄積がいかにして可能であったのかという点は「目録」の数値からは全く説明がつかない。

（41）横浜店は文久2年5月22日，弁天通2町目清兵衛他四名と連名で神奈川奉行所に「質屋渡世被仰渡御請証文」を提出し，質屋業を開始した（「質屋渡世被仰渡御請証文写」本—1183-8）。

（42）慶応期における営業収支悪化の要因は物価上昇による経費，とりわけ人件費の増大であろう。横浜店はもともと公式な営業活動の不活発性に比して「過剰」な人員を擁していたが，この「過剰人員」は，外国方御用と非公式な金融業務遂行のための人員であり，実際には過剰な人員ではなかった。このような「過剰人員」による人件費の増大故に赤字を計上せざるを得なかったことの中にも，外国方御用と非公式業務の記載を欠落させた「目録」の虚構性が表れているといえるであろう。

記入であった[45]」と，その解明の困難性が指摘されてきた。しかし現在三井文庫資料中には「運上所，戸部役所預り上納金銀月調」，「御預り金銀月調[46]」の二資料が残されており，これによって文久2年4月～文久3年5月(以下第1期と略記)，文久3年12月～元治元年4月（第2期），慶応2年1月～5月（第3期）における預り金の各月ごとの預り高，上納高，月末残高を知ることができる。第5表，第6表はその内横浜店取扱い分についてこれらの数値をまとめたものである[47]。まず各項目の預り金用途，出納高，月末残高を見て行こう。

A　収税預り（洋銀）

横浜運上所が徴収した関税収入を江戸へ送金するまでの間プールしておくための項目であり，C運上所定式・別廉預り（洋銀）と共に横浜店外国方預り金の中核をなすものである。第1期においては大口の江戸送金は文久3年3月の20万ドル一回だけであり，その結果，残高も増大基調で，文久2年10月以降はおおむね30万ドルを越え，ピーク時には44万ドルに達している。第2期には期首残高が185,000ドルに減少した上，出納額がほぼ均衡しているため，残高は20万ドル前後に停滞している。第3期に入ると収税高も増大するが，それを上回る上納高増大のために残高は急減し，慶応2年5月の残高はわずかに34,700ドルである。ここで上納された洋銀は諸外国への洋銀支払いや，貿易品代金支払いなどに繰り替えられており[48]，幕府の洋銀需要の急増が上納高の増大となって表れ

注（43）従来の研究においても，文久2年における横浜店の呉服物売込と江戸糸見世の貿易生糸取扱の中止をもって三井は横浜貿易から撤退した，とする見解が支配的である（『横浜市史』第2巻，P. 684)。呉服物売込中止に伴って，同店が貿易金融への進出を試みた点については，『横浜市史』が簡単に言及しているが，「御用御貸付金」構想が未実現に終わったことを指摘しているのみで（『横浜市史』第2巻 pp. 685-6)，呉服物売込中止が他方で貿易金融中心主義への営業方針の転換という積極的側面を合わせ持っていた点には全く触れられていない。

（44）前掲『横浜市史』第2巻 P. 686，『三井事業史』本篇第1巻 pp. 662-3，『三井両替店』P. 372。なおこれらの論稿における数値は，『三井事業史』資料篇第2巻所収の「外国方其外是迄御金御用一件之調書写」（慶応3年4月，追—1557-2）を出典としたものであり，すべて同一である。

（45）『三井両替店』P. 373。

（46）「運上所，戸部役所預り上納金銀月調」（本—2126-2）は外国方預り金のうち横浜店取扱分の，「御預り金銀月調べ」（本—2126-1）は江戸本店取扱分の帳簿である。この資料の存在によって，三井の外国方預り金には江戸本店取扱分と横浜店取扱分の二種類のものがあり，両者は帳簿上でもはっきりと区別されていることが明らかになった。本稿においては，このうち横浜店取扱分のみを検討の対象とする。

（47）横浜店の外国方預り金にはこの他にドル貨幣以外の洋銀，洋金と，銭，保字小判などの邦貨があるが，出納高，残高共に小額なので省略した。

（48）慶応2年1～5月に上納された洋銀の使途は以下の通りである。

慶応2年1月	44,916ドル	昨七月中外国へ払洋銀之内税銀ヨリ払分
	5,206ドル	孛国へ立替渡分，税銀之内ヨリ繰替出
2月	50,000ドル	外国へ渡分，勘定奉行ヨリ掛合繰替
	15,000ドル	輸出入品買上代借，繰替
4月	8,000ドル	波止場ニテ外国人ヨリ羅紗買上代，繰替
	56,600ドル	子（元治元）年中ターキン船買上代，繰替
5月	96,126ドル	外国へ渡シ洋銀，繰替

ていることがわかる。

B　運上所諸向預り金（金・洋銀）

運上所の経費出納のための項目である。出納は頻繁で残高はさほど多くない。第3期に入ると貿易額の増大につれて運上所の活動が活発化したためか，出納高が増大していることが目につく程度である。

C　運上所　定式，別廉預り（金・洋銀）

横浜在住の外交官，軍艦乗組員を対象とした洋銀と一分銀との両替のための項目である。[49] 運上所においては開港後一年間を限って，外商に対して洋銀と一分銀の引換えを行なっていたが，この期間の経過後も，外交官及び外国軍艦乗組員の日用品購入のための内外貨幣両替を継続していた。[50] この項目における金の出納高は，洋銀と引換えるために江戸より送金された邦貨の金額と外国人への引換渡し高を表し，洋銀の出納高は，それと引換えに外国人から受け取った洋銀の金額と江戸送金高を表している。各月における内外貨幣の交換レートを計算すると，約半数にあたる11ヶ月間は1ドル＝銀44.86匁となり，その他の月においてもわずかな例外を除けば1ドル＝銀45匁内外で推移している。[51] 1ヶ月引換高は当初の5万ドル台以下から第1期末には10万ドル台となり，第2期には10万ドル台後半から20万ドルに増加するが，第3期には再び10～11万ドルに減少し，慶応2年5月の引換高はわずかに16,000ドルである。第1期後半から第2期にかけての引換高増加の原因ははっきりしないが，[52] 第3期における減少は，慶応2～3年にかけて貿易収支が逆調基調に転化したことに伴い，洋銀相場が公定レート（洋銀100枚＝一分銀311枚）を越えて上昇したため，外国人にとって運上所による公定レートでの引換えを利用するメリットが無くなったことによるものであろう。

注（49）第1節で指摘したように，横浜店は外国方御用引請けの時点においては，洋銀と邦貨の両替を御用の用務に入れることを峻拒していた。同店がいつから内外貨幣両替御用を勤めるようになったかは判然としないが，おそらく安政6年9月，運上所役所より「神奈川為替御用達」の申し渡しを受けたこと（『三井事業史』本篇第1巻，p. 619）がその契機になったのであろう。

（50）「神奈川方御用之儀者，横浜表異人軍艦滞留右乗込之者日々食料買金引替月々六万両位，右金子ハ御役所ヨリ御手形御下ゲ渡御金蔵ヨリ請取，御證文ヲ以差立，横浜表ニオイテ引替ニ相成，洋銀店表ニ預置，月ニ両度差立ニ相成，到着之上銀座相納申候」〔「覚（塞物始末）」（本—1501-37，慶応3年）〕
この資料は慶応3年3月の横浜店塞物調査時に作成されたものであるが，この項の記述内容は運上所による内外貨幣両替が活発であった慶応2年前半以前に関するものであろう。

（51）当時の外交官向けの交換レートは洋銀100ドル＝一分銀311枚の公定レートから引換手数料100ドルにつき一分銀13枚を差し引いた100ドル＝298枚であり，これは洋銀1ドル＝銀44.7匁にあたっていた。

（52）文久3年以後の引換高の著増は，「月に六万両位」という当初の予想引換高を大幅に上回るものであった。同年以降の横浜貿易の発展を背景として考えれば，この引換高著増の原因の一端は外交官による一分銀の横流しにあったのではないかと推測される。なお文久2年後半における市中洋銀相場は洋銀100ドル＝一分銀214枚であり，もしこれらの外交官が公定レートで入手した一分銀を市中相場で洋銀に再交換した場合，彼らは40%近い利鞘を稼ぐことができたと言われている。〔アーネスト・サトウ『一外交官の見た明治維新』1921年（岩波文庫版，1960年，上巻）p. 25〕

第5表　横浜店外国方預り金（洋銀）

（単位：ドル）

	収税預り金			諸向預り金（運上所）			定式・別廉預り金（運上所）			戸部役所	洋銀総計			内外貨幣交換比率
	収税高	上納高	月末残高	預り高	上納高	月末残高	受取高	江戸差立高	月末残高	月末残高	請高	上納高	月末残高	1ドル=銀・匁
文久2年3月			41,865.79			22,574.19			102,504.12	344			167,288.10	
4月	29,367.28		71,233.07	1,858.49	1,000	23,432.68	99,477	1,350	200,631.12	344	130,702.77	2,350	295,640.87	9.39
5月	20,845.50		92,078.57	3,430.02	3,942	22,920.70	18,342	38,460	180,513.12	344	42,617.52	42,402	295,856.39	44.86
6月	29,503.94		121,582.51	475	118.20	23,277.50	26,054	116,860.84	89,706.28	344	56,032.94	116,979.04	234,910.28	44.64
7月	22,700.97		144,283.48	5,537	390	28,424.50	52,774	28	142,480	344	81,011.97	390.28	315,531.98	-
8月	50,574.06	37.94	194,819.60	1,784.67	1,215.17	28,994	46,124		188,604	344	98,482.73	1,253.11	412,761.60	45.40
閏8月	31,914.21		226,733.81	582.50	1,145	28,431.50	40,125.80		228,729.80	344	72,622.51	1,145	484,239.11	44.86
9月	42,458.82		269,192.63	7,645	154	35,922.50	45,863.32	39,802	234,701.12	344	95,967.14	40,046	540,160.25	45.05
10月	42,699.02		311,891.65	13,969	13,125.50	36,766	26,240		260,941.12	344	82,908.02	13,125.50	609,942.77	44.86
11月	41,377.48		353,269.13	6,563.25	1,752	41,577.25	31,660.24		292,601.36	359	79,615.97	1,752	687,806.74	46.33
12月	38,748.81	1,151.87	390,866.08	8,146.46	25,076.25	24,647.46	44,852.04		337,453.40	359	91,747.31	26,228.11	753,325.93	44.97
文久3年1月	16,674.81		407,540.89	367.50	445	24,569.96	40,835.76		378,289.16	359	57,878.07	445	810,759.00	44.86
2月	31,921.48		439,462.37	954.50	6,426	19,098.46	89,407.24		467,696.40	360	122,284.22	6,426	926,617.22	44.86
3月	31,908.97	200,004.82	271,366.52	18,164	35,851	1,411.46	128,576.64	319,174.52	277,098.52	360	178,649.61	555,030.34	550,236.49	44.86
4月	13,170.22		284,536.74	2,944.93	2,567.43	1,788.96	128,220.60		405,319.12	360	144,335.75	2,567.43	692,004.81	44.86
5月	20,388.35		304,925.09	14,004.59	907	14,886.55	167,618.08	297,046	275,891.20	345	202,011.02	297,968	596,047.83	46.23
11月			185,600.10			17,000.05			239,775.96	9,507.56			451,883.67	
12月	28,985.61	19,113.77	195,471.94	13,874.08	19,274.78	11,599.35	190,753.60	123,128	307,401.56	9,507.56	233,613.29	161,516.55	523,980.41	45.10
元治元年1月	14,686.14	38.88	210,119.20	6,151.91	6,294.50	11,456.76	195,908.28	240,768	262,541.84	9,507.56	216,746.33	247,101.38	493,825.36	46.12
2月	17,752.65	63.37	227,808.48	4,117.45	3,186.95	12,387.26	103,926.64	148,128	278,340.48	9,507.56	185,796.74	151,378.32	528,043.78	52.18
3月	28,736.01	100,148.51	156,395.98	2,207.71	1,977.71	12,617.26	113,529.08	172,309	219,560.56	9,507.56	144,472.80	274,435.22	398,081.36	44.86
4月	29,778.94		186,174.92	1,695.24	3,190.47	11,122.03	201,956.56	131,619.80	289,897.32	9,507.56	233,430.74	134,810.27	496,701.83	44.86
慶応元年12月			91,771.94			36,464.06			155,872.23	9,559.56			293,667.79	
2年1月	38,243.45	50,814.84	79,200.55	16,623.47	15,926.58	37,160.95	209,182.32	125,172.56	239,881.99	9,559.56	264,049.24	191,913.98	365,803.05	35.23
2月	38,069.70	65,312.16	51,958.09	10,823.86	20,184.89	27,799.92	102,449.88	80,256	262,075.87	9,538.56	151,343.44	165,774.05	351,372.44	44.86
3月	48,946.53	367.01	100,537.61	51,618.05	30,888.79	48,529.18	100,843.84	257,500	105,419.71	19,538.56	211,408.42	288,755.80	274,025.06	44.87
4月	56,151.37	65,145.33	91,543.65	15,578.52	11,839.27	52,268.43	116,184.44	70,418.68	151,186.47	19,563.56	187,939.33	147,402.28	314,562.11	23.00
5月	40,542.96	97,384.75	34,701.86	13,583.21	12,349.05	53,502.59	16,175.12	158,546.39	8,815.20	19,563.56	70,301.28	268,280.19	116,583.21	150.58

「運上所・戸部役所預り上納金月調」　本－2126-2より作成。

※セント未満は四捨五入

第6表　横浜店外国方預り金（金）

	諸向預り金（運上所）			定式・別廉預り金（運上所）			戸部役所	戸部役所（町会所）	戸部役所（御普請方）	戸部役所別廉預り金	金
	預り高	上納高	月末残高	江戸より差立高	引換納高	月末残高	月末残高	月末残高	月末残高	月末残高	月末総残高
			両分文			両分文	両分文	両分文	両分文		両分文
文久2年3月	両分文	両分文	1,709 3 060	両分文	両分文	34,678 1 092	3,016 3 190	3,651	110 2 135		43,166 2 247
4月	2,664 2 042	1,053 2 203	3,320 2 149	41,495 186	15,573 163	60,600 1 115	1,718 2 195	3,351	58 1 091	?	69,049 050
5月	2,791 239	2,230 1 105	3,881 2 033	23,110	13,715 183	69,995 182	2,244 3 188	3,396	56 1 091	?	79,573 3 244
6月	9,462 228	6,963 183	2,499 045	20,000	19,383 1 083	70,611 2 250	3,318 2 175	3,796	47 1 091	両分文	80,272 3 061
7月	2,545 016	1,504 108	3,578 3 204	?	?	62,151 2 094	3,525 2 118	4,296	46 3 124	2,034 3 118	75,633 3 159
8月	846 2 043	1,881 1 231	2,544 016		1 37,903 3 149	24,247 2 195	4,851 3 154	5,996	101 1 091	4,595 1 198	42,336 1 155
閏8月	961 3 215	1,478 1 005	2,027 2 226	65,442 3 116	30,000 1 195	59,690 116	5,619 1 245	6,396	101 1 091	4,595 1 198	78,430 126
9月	1,578 1 135	955 2 169	2,650 1 192	73,364 2 243	34,439 1 125	98,615 1 236	6,564 2 136	7,900	101 1 091	4,638 2 073	120,470 1 227
10月	6,088 2 190	5,677 1 112	3,061 3 020	1,500	19,620 188	80,495 1 046	7,346 1 008	8,700	174 2 006	6,654 3 026	106,432 2 106
11月	3,044 1 150	3,021 060	3,085 110	40,000	23,672 2 173	96,822 2 123	7,857 2 105	9,400	174 2 006	6,401 3 143	123,741 2 236
12月	3,825 3 026	3,973 191	2,937 2 196	40,393 112	33,617 143	103,598 2 093	4,159 069	13,091 3 096	174 2 006	4,570 102	128,531 3 061
文久3年1月	3,713 119	2,648 2 114	4,002 200		30,530 2 210	73,067 3 133	4,516 225	14,491 3 096	191 2 006	4,668 1 199	100,938 109
2月	24,277 2 039	5,167 120	23,112 2 119	70,000	66,842 3 025	76,225 107	5,662 2 037	15,191 3 096	184 1 006	7,110 225	127,486 2 090
3月	8,972 061	3,641 2 214	28,442 3 216	80,000	96,126 098	60,099 010	5,344 2 136	14,191 3 096	184 1 006	4,306 068	112,568 3 031
4月	3,706 3 010	21,288 137	10,861 2 090	133,043 1 228	95,866 1 165	97,276 073	23,817 242	9,286 2 096	1,204 2 137	4,651 2 166	147,097 3 052
5月	13,878 110	12,657 023	12,082 2 176	110,000	129,162 3 158	78,113 165	24,105 3 003	9,286 2 096	1,204 2 137	4,803 1 151	129,596 229
11月			10,785 3 237			948 165	18,409 201	15,300	1,357 2 163	5,864 3 227	52,665 3 244
12月	19,149 1 073	23,664 041	6,271 1 020	150,000	2 148,387 3 065	2,560 1 100	9,904 3 077	16,800	1,349 163	5,864 3 227	42,750 2 087
元治元年1月	11,448 2 179	5,843 3 167	11,896 031	229,330	150,564 195	81,306 155	10,774 128	16,800	1,349 163	5,864 3 227	127,990 1 205
2月	16,615 3 002	15,543 168	12,968 2 116	120,000	142,555 075	58,751 080	10,502 2 023	17,900	1,349 163	5,864 3 227	107,330 1 110
3月	18,333 133	18,092 2 012	12,399 237	60,000	84,879 075	33,872 005	12,088 3 097	17,900	1,417 2 218	5,864 3 227	83,542 3 035
4月	18,622 090	14,404 022	16,657 1 055	171,529 2 070	3 157,986 2 079	47,414 3 247	19,772 3 200	18,900	1,417 2 218	戸部役所預り金へ	104,162 3 221
慶応元年12月			37,758 013			98,255 2 171	17,709 2 067	13,800	59 3 242	(製鉄所預り金)	167,583 243
2年1月	28,139 2 181	25,848 2 073	40,049 121	60,000	122,811 2 068	35,444 104	14,892 3 174	13,800	59 3 242	3,750 2 159	107,996 3 049
2月	46,933 3 202	39,529 3 119	47,753 204	103,412 2 212	76,596 3 218	62,259 3 098	9,214 204	14,200	59 3 242	2,655 3 227	135,843 224
3月	58,401 3 133	67,023 2 241	38,831 1 096	60,240	4 76,967 3 088	45,532 011	11,454 3 049	14,400	59 3 242	1,980 177	112,258 1 075
4月	53,324 1 246	73,383 3 007	18,772 085	109,760	44,532 180	110,759 3 081	4,780 3 028	15,000	686 207	3,893 234	153,892 134
5月	36,814 234	32,843 076	22,743 243	38,552 2	5 43,760 2 205	105,551 2 126	9,179 107	15,000	486 1 207	2,899 3 174	155,860 1 106

「運上所・戸部役所預り上納金月調」　本－2126-2より作成。　1 うち3,000両 正金上納　2 うち5,000両 繰替上納　※文未満 四捨五入
3 うち7,000両 繰替上納　4 うち1,560両 繰替上納　5 うち31,661両1分 繰替

第7表　横浜店外国方預り金（邦貨・外貨・合計）

	邦貨総計			外貨総計（単位ドル）			預り金総計（金両換算）	洋銀比率
	預り高	上納高	月末残高	預り高	上納高	月末残高		
			両 分 文				両 分 文	%
文久2年3月	両 分 文	両 分 文	43,166 2 227			169,511.10	170,300 052	73.7
4月	46,008 1 072	19,788 095	69,386 3 204	130,702.77	2,350	297,863.87	292,784 3 106	75.7
5月	27,639 3 132	17,114 3 188	79,911 3 148	42,617.52	42,402	298,079.39	303,471 1 187	73.1
6月	30,935 3 215	26,355 2 016	84,492 2 097	57,308.14	116,979.04	238,408.48	263,298 3 210	66.9
7月	5,425 3 059	10,097 2 034	79,821 1 122	81,111.97	390.28	319,130.18	319,169 004	74.1
8月	6,668 2 073	39,965 2 198	46,523 1 248	99,225.53	1,253.11	417,102.60	359,350 1 194	86.1
閏8月	67,572 1 172	31,478 2 201	82,617 218	72,622.51	1,145	488,580.11	449,052 1 048	80.9
9月	77,685 239	35,644 3 139	124,657 2 068	99,552.68	40,046	548,086.78	535,722 2 154	75.6
10月	11,440 3 083	25,478 2 202	110,619 2 199	82,908.02	13,125.50	617,869.30	574,021 2 174	79.7
11月	45,690 1 122	28,381 242	127,928 3 079	79,615.97	1,752	695,733.27	649,728 3 032	79.4
12月	51,972 189	47,181 1 064	132,719 2 203	91,868.39	26,228.12	761,373.55	703,749 3 114	80.3
1月	6,158 2 072	33,752 1 024	105,126 001	57,878.07	445	818,806.62	719,230 3 215	84.5
文久3年2月	98,565 2 127	72,017 146	131,674 1 233	122,284.22	6,426	934,664.84	832,673 111	83.5
3月	89,632 1 009	104,550 068	116,756 2 174	178,649.61	555,595.34	557,719.11	535,046 005	77.1
4月	159,701 2 063	125,172 2 042	151,285 2 195	144,335.75	2,567.43	699,487.43	675,901 1 016	76.8
5月	124,708 2 211	142,210 1 034	133,784 121	204,537.02	297,968	606,056.45	588,326 1 207	76.0
11月			52,838 3 229			461,647.38	399,074 2 016	84.9
12月	181,214 1 210	191,129 3 117	42,923 2 073	234,668.29	161,516.55	534,799.12	444,022 3 165	88.5
元治元年1月	242,118 1 113	156,898 1 245	128,143 1 191	222,336.73	247,101.38	510,034.47	510,669 1 045	72.5
2月	143,903 1 065	164,557 1 161	107,489 1 095	185,796.74	151,378.32	544,452.89	515,829 014	76.8
3月	82,631 3 181	105,615 2 005	84,505 2 221	144,472.80	274,435.22	414,490.47	395,373 2 075	75.5
4月	205,174 3 238	184,644 3 053	105,035 3 156	233,430.74	140,307.27	507,613.94	485,746 1 113	76.7
慶応元年12月			171,821 1 127			293,667.79	392,072 221	56.2
2年1月	92,868 1 172	150,305 2 025	108,484 1 024	264,049.24	191,913.98	365,803.05	382,836 2 063	71.7
2月	156,425 1 135	129,216 1 217	135,693 191	151,343.44	165,774.05	351,372.44	399,222 2 023	66.0
3月	131,893 141	156,106 141	111,480 1 042	211,408.42	288,755.80	274,025.06	316,999 086	64.8
4月	170,982 035	130,058 2 188	152,403 2 138	187,939.33	147,402.28	314,562.11	388,325 220	60.8
5月	101,767 1 026	100,630 3 116	153,540 048	70,301.29	268,280.19	116,583.21	240,977 1 195	36.3

文未満・セント未満は四捨五入　1ドル=3/4両　　「運上所・戸部役所預り上納金月調」各月より作成。

次に預り金高の動きを見ると，江戸からの邦貨送金はほぼ毎月行なわれており，金の月末残高は最高11万両，最低948両と変動が大きいが，そこに何らかの傾向的な増減を見ることはできない。これに対して洋銀預り高の変動については，各期においてはっきりとした違いを見ることができる。第1期においては江戸への送金が緩慢で，預り残高は当初の10万ドル台からピーク（文久3年2月）の467,696ドルへと大幅な増加傾向にあるのに対して，第2期に入ると毎月引換高とほぼ同額の江戸送金が行なわれて，預り残高は横這いとなり，第3期には慶応3年3，5月の大幅な送金超過のため，預り残高が激減し，5月末残高は8,815ドルとついに1万ドルを割るにいたっている。この項目における洋銀預り残高の変動は，収税預り銀残高の変動と同傾向にある。

D　戸部役所預り金，別廉預り金，町会所，御普請方

横浜における外国奉行所は，その地名をとって戸部役所と呼ばれていた。運上所が税関，内外貨幣引換等の貿易実務関係の業務を行なっていたのに対し，戸部役所の業務が開港場の管理，取締などの内政事務であったことから[53]，戸部役所関係の預り金は邦貨が中心であった。戸部役所預り金，別廉預り金は外国奉行所運営費用出納のための項目である[54]。町会所は横浜町の行政機関で，その預り金は，売込商より外国人への売込高の千分の五を歩合金として徴収して三井横浜店に預け，諸経費，町吏の給料支払いに宛てていたものである[55]。また御普請方預り金は戸部役所による横浜町内道橋普請[56]のための費用に宛てられたものである。神奈川奉行支配向の過半が運上所に勤務し，神奈川奉行の機能の主要な部分は運上所が行ない，「内政関係事務を処理する戸部役所のごときは…たんに奉行所の本拠がここに置かれたという程度のものであった[57]」ことから，預り金においても戸部役所関係預り金は運上所に比べて規模が小さく，出納も不活発であった[58]。

注（53）『横浜市史』第2巻，P.233。

（54）両者の区別は不明である。なお，元治元年4月以降，別廉預り金は戸部役所預り金に吸収，統合されている。

（55）『横浜市史』第2巻，P.239。

（56）（57）同前，P.233。

（58）戸部役所は外国奉行所の出先機関であるという機構上の地位からしても外交に関する権限は弱く，外交事務に関しては在横浜の外国人と江戸外国奉行との間の取次機関以上のものではなかった。しかし横浜外国奉行所としての戸部役所の活動が不活発であったことの遠因は，当時の外国奉行所自体の幕府機構内における地位低下の中にも求められるであろう。すなわち阿部＝堀田政権下において開港を前提として設置された幕府海防掛は，開明的官僚・岩瀬忠震等を擁して積極的開港論を主張し，その立場から開港＝貿易開始を視野に入れた会所設立案を提起（安政3年）するなど，安政期前半における幕制改革の展開に大きな影響力を持っていた。しかし阿部の病死（安政4年6月）を契機として幕閣内において南紀派（保守派）勢力が台頭し，井伊直弼の大老就任（安政5年4月）以降は南紀派が幕閣の権力をほぼ完全に掌握するに至った。このため，海防掛に結集した開明派官僚の大部分は閑職に追われ，外国奉行所の要職に就くことはなかった。従って開港前後の外国奉行所は幕府の外交政策に対する発言力も弱く，主体的に開明的な外交・貿易政策を立案・提起する力を失っていたのであった。

② 外国方預り金の構成的特質

第7表は横浜店外国方預り金を邦貨，外貨別に集計し[59]，更に外貨を1ドル＝3/4両の割合で両に換算して預り金の総額を算出したものである。まず預り金総残高の動向を見ると，第1期は当初の17万両から文久3年2月の832,673両へと著増し，文久2年9月以降は常に50万両以上を保っている。文久2年後半から文久3年前半にかけての約一年間は，外国方預り金残高が最も多額であった時期であった。第2期においても預り金残高は40～50万両程度で安定していたが，第3期末の慶応2年5月には前月比15万両減の24万両に急落している。次に預り金残高の増減を邦貨，外貨別に見ると，邦貨残高が文久2年9月以降，若干の例外を除いて常に10万両台で安定的であるのに対し，外貨残高は大幅な増減を示している。各期ごとに見ると，第1期は文久2年前半の30万ドル弱から文久3年2月の934,664ドルへ急増したのち，60万ドル台に減少し，第2期40～50万ドル台，第3期30万ドル前後と減少傾向を示したのち，慶応2年5月には一挙に116,583ドルに急減している。このことは外国方預り金残高の変動がもっぱら外貨（洋銀）残高の変動によるものであることを示している。更に各月末残高の内に占める洋銀の比率を計算すると，第1期，第2期を通じて70～80％台の高率であり，預り金残高最多時期の文久2年末～3年初めには70％台後半から80％台の高い数値を示している。これに対して第3期にはこの比率が低下すると同時に変動の振幅も増大し，慶応2年5月には36.3％と半分以下になる。以上のことを総合すると，横浜店における外国方預り金は，文久2年中に形成された「洋銀の圧倒的構成比率」という構成的特質を維持しながら第2期を経過するが，第3期に入るとこの構成的特質弱化の兆しが見られること，構成的特質の表れ方の強弱と預り金残高の増減との間に比例関係が見られることがわかる。また慶応2年5月は外国方預り金の質的，量的変化の画期をなすものと推察され，この傾向は大体において「慶応3年2月調査」[60]の数値につながるものであると考えられる。この調査における預り金残高は，邦貨220,109両1分22匁9，洋銀40,350ドル7864であり，邦貨換算総計250,282両余はピーク時残高の1／3以下，文久2年後半～3年前半平均の1／2以下であるうえ，洋銀比率12.1％は慶応3年5月の数値をも下回り，ここにおいては邦貨と洋銀の構成比が完全に逆転している。そうすると，従来の研究において援用されている慶応3年2月調査の数値は，横浜店外国方預り金が最盛期の構成的特質を失った時点のものであり，この数値のみを取り上げて外国方預り金の意義を考察することは，最盛期において月末残高60～80万両に上った外国方預り金が横浜店経営においてもつ意義，及び預り金残高において洋銀が70％以上の圧倒的な比率を占めていたことの意味を見失う結果になる恐れがあると言わざるをえないであろう。

注 (59) 第7表では，第5表，第6表で省略した横浜製鉄所（金，銭），戸部役所（銭，保字小判），運上所（半ドル，5フラン，イスパニア，2ギュルテン半）の出納高，月末残高を，邦貨は両に，外貨はドルに換算して加算した。

(60) 第4節第9表参照。

第4節　三井横浜店の貿易金融
——慶応3年横浜店塞物調査を中心として——

①　「塞物」の発覚とその内訳

三井横浜店が展開した貿易金融の全容を解明することは，それに関連する帳簿類，証文類等の資料が未発掘である現在きわめて困難であるが，慶応3年に行なわれた横浜店塞物調査関連資料を利用することによって，その一端を垣間見ることは可能である。横浜店における不良資産の存在を京都大元方が知ったのは慶応2年4月であったと言われている[61]が，この時点では大元方も事態を重大視していなかったらしく，これに対して何の対応も示していない。横浜店の帳合についての本格的な調査が開始されたのは同年12月に入ってからのことであり，当初はその調査目的も御用所設立に伴う預り金移管のためであった。この年の夏，江戸本店が巨額の御用金上納の要請を受け，秋には江戸市中御用御貸付金取扱御用を引請けることになったことを契機として，三井は大元方の管理下に御用所を設立し，従来江戸本店の所管であった外国方，神奈川方，函館方御用を新設の御用所に移管することを決定した。それに伴って江戸本店，横浜店預り金も御用所に引き継がれることになり，同年12月，土方治兵衛，川村喜作，中井茂兵衛の三名が江戸本店勤番として京都より差し下され，その指揮の下で諸帳簿の点検を行なったところ，江戸本店，横浜店の双方において巨額の塞高があることが判明した。本店においては塞高が予想外に大きかったことから更に大規模な調査を続行し，慶応3年3月に一応その調査を終了したのであった[62][63]。

第8表によると，請高金301,441両，洋銀73,507ドルのうち，上納繰替高，有金銀高を差し引いた金81,686両，洋銀48,761ドルと銀34貫（金換算118,822両3分）が不足となっており，その内訳は，不良資産金51,602両，洋銀70,457ドル，銀38貫と，不明金13,734両である。また第10表によって不良資産の内訳を見ると，　A国内商人等貸付塞金　金17,389両，　洋銀66,800ドル（金換算67,489両64.2%），B手代引負金　金20,855両，洋銀2,650ドル（22,812両21.7%），C幕府，領主金融塞金及び御用金　7,656両（7.3%），D営業費用，損失　3,482両（3.3%），Eその他　3,609両（3.4%）と

注（61）前掲『三井両替店』P.373。

（62）「上（横浜店塞物ニツキ手代共謝罪ノ件）」慶応3年，本—1219-2。

（63）横浜店塞物調査については多数の資料が現存し，塞高の数値は資料によりまちまちであるが，だいたいにおいて「慶応3年春勘定調」（別633甲，以下A資料と略記）と「慶応3年2月晦日勘定調べ」（別855甲，B資料）の二系統に大別することができる。（横浜店不良資産に関する従来の諸研究においてはB資料が利用されている。）AB両資料を比較すると，A資料（第8表）の数値はB資料（第9表）の数値より請高，有金高ともに邦貨換算で10万両ほど大きくなっている。これはB資料が外国方預り金関係のみを集計したものであるのに対して，A資料が自己資金を含めた横浜店総資産についての調査資料であることによるものである。またB資料の数値が整いすぎていることからみて，B資料はおそらく外国方役所に提出するために，A資料に手を加えて作成されたものであろう。本稿においては，資料の信頼性の高さとカバー領域の広さの二つの理由からA資料を利用して検討を進めることとする。

第8表　横浜店金銀請払高（慶応3年春　A表）

	金	洋銀（ドル）	銀
請　　高	301,441両 分056文	73,506.946	33貫891匁
上納繰替高	3,777　2　151	9.010.704	
有　金　高	215,976　2　160	15,734.544	
差引不足高	81,686　2　245	48,761.698	33　891
うち時貸	6,193　　034	1,007	38　089
塞貸	22,611　1　057	2,650	
滞貸	22,797　1　167	66,800	
小　　計	51,601　3　008	70,457	38　089
再差引 （金両換算）	30,084　3　238	過21,695.302 16,271両477	過　4　199 69両977
差引不明高	金13,743両2分034文5		

「慶応3年春季横浜店勘定調」別―633甲―6 より作成。
文・セント・匁未満は四捨五入

なっており，A国内商人等貸付塞金と，B手代引負金が不良資産の中心（合計85.9%）であることがわかる。そこでA，Bの不良資産について更に詳しく検討してみよう。

A　国内商人等貸付塞金

貸付塞高67,489両3分のうち，57,182両1分（85%）は中屋籐助貸金であり，その他の貸金は合計10,307両2分にすぎない。『横浜市史』等においては，これらの商人を一括して横浜商人として捉え，そこから「三井の公金浮貸しの対象は売込商人」であり，貸付金の性格は「売込商人の集荷資金」であったという推定がなされている。(64) たしかに彼らの大部分は売込商であり，彼等に対する集荷資金貸付が行なわれていたことも事実であるが，これらの研究においては，塞高の大半を占める中屋籐助に対する貸付の大部分が洋銀で行なわれていること，またこの中屋籐助貸金の一部がB資料においては「伊勢屋平蔵・中屋籐助貸金」として表れており，(65) 伊勢屋平蔵が銀座と関係の深い

注（64）前掲『横浜市史』第2巻，pp.688-9。
（65）B資料における伊勢屋平蔵・中屋籐助関係の貸付金滞り高の記述は以下のとおりである（「貸金滞り高」別―855甲-45「洋銀滞り高」別―855甲-46いずれも慶応3年）。

1	金	28,000両	文久2年12月	伊勢屋平蔵・中屋籐助
2	金	558両3分　銀4匁4分	文久3年3月	中屋籐助
3	金	1,487両2分	5月	〃
4	金	1,200両	7，10月	〃
5	金	3,000両	元治元年10月	〃
6	金	1,800両	12月	〃
7	金	2,560両		〃
8	金	2,025両	慶応元年4月	〃
9	金	1,362両	5月	〃
10	洋銀	8,121ドル40	文久3年12月	伊勢屋平蔵
11	洋銀	17,321ドル　銀73匁3分		中屋籐助
12	洋銀	17,000ドル		伊勢屋平蔵・中屋籐助
13	洋銀	46,800ドル		伊勢屋平蔵

第9表　横浜店金銀請払高（慶応3年2月　B表）

	金	洋銀（ドル）	備　　考
請　　高	220,019両1分229文	40,350.79	
上納繰替高	26.002　1　207	3,145.65	
有　金　高	93,263　3　230	29,083.74	
差引不足高	100,753　041	8,121.40	塞高は中屋籐助他15名の貸金滞高と一致
塞　　高	100,753両　041文	8,121.40	

「慶応3年2月晦日勘定調」別一855甲一40　より作成。
文，セント未満は四捨五入。

江戸商人であったことなどが考慮されていない。塞高総額に占める比率の高さから考えて「中屋籐助貸金」の検討を抜きにしてそのような推論を行なうことはいささか早計ではないかと思われる。第11表は中屋籐助と横浜店の取引を整理したものであるが，ここに挙げられた貸付金の用途，或いは担保品は，羅紗，水犀，硝子板，錫，鉛と，金水晶を除けばいずれも輸入商品であることがはっきりしている。また文久2年11～12月の集中的な洋銀貸付については，塞物調査資料中にその経緯が詳しく述べられている。[66] それによれば，籐助は鉄物商であり，文久2年3月中，外商より多量の錫，鉛を買い入れた際，買入資金として横浜店より洋銀を借り入れた。この時は元利とも約定どおり返済されたが，同年12月に再び大量の錫買入を行ない，錫，鉛を引当として買入資金の融通を受けた。ところが翌文久3年3月中，横浜鎖港問題がもちあがり，横浜商人に対して一時立ち退きの沙汰があったとき，籐助が来店し，千住在の親類宅に担保品を一時預かることを申し出たので，籐助の言を信用して担保品を渡した。鎖港問題落着後，返還を促したが，担保品はすでに売却され，その代金は大坂における繰綿買付けに費消されていたので，荷着次第売却して返済するとのことであった。籐助はその繰綿を伊勢屋平蔵と共同で売却し，相応の売徳を得たにもかかわらず，貸付金は返済されなかったとされている。この件については「伊勢屋平蔵蘭商バタッケヨリ錫買取違約一件」[67] にも以下のような記述がある。文久2年11月26日，江戸日本橋釘店住居の商人伊勢屋平蔵銀次郎というものがオランダ3番バタッケに来たり，ビリトン錫，又はバンカ錫を100斤につき39.5ドルにて買い受けたいと申し出た。右商人は日本の貨幣座より錫を買入れるために派遣されたと言い，一刀を帯びていた。伊勢屋は12月15日までにこのうち66,600斤（26,307ドル）を引き取った。また両人の間では7月中50,000斤（100斤につき42.3ドル　計20,605ドル），11月中151,090斤（同39.5ドル，59,680.55ドル）の錫取引があった。なお12月中の引取においては，錫到着の際に雑費を払ったのは，政府の元金を預る三井八郎右衛門であった。伊勢屋は12月15日以後来着の錫引取を拒んだため，バタッケは同人に対して過料10,000ドルの支払いを求める訴訟を起こした。[68]

注（66）「横浜店塞貸中屋籐助方取立方一条ニ付願」慶応3年　本一1851-2。
（67）『横浜市史』資料編4，pp. 339-373。
（68）この訴訟の中でバタッケは同約定が日本政府（貨幣座）の名目でなされたと主張し，幕府に対して過料金の立替払いを要求したが（訴訟当時伊勢屋は別件で入牢中であり，支払い不能であった），神奈川奉行は同取引は商人同士の相対取引であるとして，この要求を退けている。

中屋籐助貸金のうち伊勢屋の錫取引と時期の一致する5，7，8の計41,500ドルは，中屋を介して伊勢屋の錫買取資金の一部として貸付けられたものであり，9，11の洋銀5,350ドル，17,000ドルも，同様に中屋を介して伊勢屋に貸し付けられたものである。(69) このことから横浜店塞金の過半を占める中屋籐助貸金の内容は，輸入貿易における買取資金融通であり，しかもその大部分は，実質的には江戸商人伊勢屋平蔵に対する融資であったことは明らかである。また第11表によれば横浜店と中屋の取引において，洋銀が大幅な貸付超過となっているのに対して邦貨は受取超過になっている。これは洋銀貸付に対して邦貨による返済が行なわれたことによるものであるが，このことは横浜店の資金運用の中に，洋銀貸付→邦貨回収という「換金ルート」があったことを示している。

B　手代引負金

手代引負金は文久2年「転換」以前分11,727両と「転換」以後分9,126両＋2,650ドルに分類，整理することができる。前者については第2節において検討済みであるから，ここでは後者の引負金について述べることとする。この時期の手代引負金は，㉕～㉙の5件が不良資産として計上されているが，そのうち㉘㉙の「亀太郎引負金」については資料によってその取引内容が判明する。(70) それによれば㉘は同人が預り洋銀を流用して外商より買取った商品が売却不能となったうえ，商品も行方不明となったもの，㉙は慶応元・2年中に亀太郎が独断で流用した預り金高のうち，使途不明になっていた金額である。但し，貸付先が判明している貸金も担保品焼失等により回収の見込みは立っておらず，実際には2,800両余の全額が不良資産化していたものと思われる。宮島屋等への貸金は，担保品（珊瑚珠・黒羅紗）から見て輸入貿易の買取資金として貸付けられたものであろう。その

注（69）　このことは第11表の(5)(7)(8)(9)の合計46,800ドル，(11)の17,000ドルが，それぞれ注(65)の(13)46,800ドル，(12)17,000ドルと一致することから確認される。

（70）「上」慶応3年　本—1176-12.14。

亀太郎引負金

28	洋銀5,550ドル		亀太郎自己一存ヲ以，異人ヨリ引取物代銀遣払い高之由，
	(49匁見積，此代金4,532両2分)		右代呂物之儀者，親元刪合候様子ニテ行方相知不申候
	うち　金1,105両2分　永166文		指入候ニ付，当店預リニ相建置申候
	差引　金3,426両3分　永83文3分		亀太郎不足高
29	金　2,803両1分　永83文3分		亀太郎自己一存ヲ以金子取扱候分
	うち　金665両	慶応元年6月	本町5丁目　宮島屋喜兵衛（元750両）
	金 75両	2年8月	同人　質物貸
	金 20両		同人　時貸
	金575両	10月	同人　珊瑚珠3連，惣数1500 蜂石印150箱
			右品預置候処焼失致候由申居候分
	金721両3分2朱	10月	同人　黒羅紗七鎌預置候処右同断申居候分
	金180両		横浜駒形町代地　竹間請兵衛　貸
	金 50両		右同人貸金
	↗ 金 2,286両3分2朱		
	差引　金　516両2分　永203文3分		亀太郎不分明分

※㉙の578両との数値の相違は「勘定調」後に一部の貸付先等が判明したことによるものであると思われる。

第10表　横浜店の不良資産（慶応３年春）

時　貸

	貸付先 発生事由	発生（発覚） 年　月	金 両 分 文	洋銀・銀 ドル・貫匁	備　考	種別	
1	切手米引当滞高		439 1 062		下番900人前	C	
2	御用金	慶応元年	300		御進発御用金	C	
3	御用金	2年	100			C	
4	御用金	元治元年	170		大砲備方割合金	C	
5	両替方元金		600			E	
6	質物貸		516 2		品物有	A	
7	京都へ繰替		2,700			E	
8	普請費用		450		土蔵１カ所	D	
9	普請費用		150		新規穴蔵１カ所	D	
10	普請費用		420		座敷・玄関・見世建足シ・勘定場・台所	D	
11	地回り米50俵		222 222			A	
12	菱屋彦太郎		75		年賦貸	A	
13	左官庄五郎		50		年賦貸	A	
14	進物入用			504	洋銀箱４ツ	D	
15	御用所差引尻繰替			53		E	
16	唐紙の代			450	品物有	D	
17	年賦貸・雑用払持越高			(銀) 5貫176匁	寅秋季より	D	
18	家内□上賃			(銀)32 913		D	
	計		6,193 034	1,007ドル	銀　38貫089匁3分		

塞　貸

19	井狩平次郎引負高	文久３年春	10,277 014		元金　14,314両1分098文4分	B	
20	田中庄九郎引負高	〃	1,450			B	
21	会津屋新七郎	〃	375		500ドル斉藤周蔵引請	A	
22	唐桟留引取物相場違損耗	〃	530 1 017		3,000ドル	D	
23	妙見宮普請金	〃	269 2 078			E	
24	異人并諸方呉服代滞高	〃	581 1 120			D	
25	羅紗巻布売捌残り高	文久３年秋		1,950	斉藤東次郎引負	B	※
26	保太郎引負洋銀代	慶応元年春	5,122 3 161		取調中	B	※
27	増次郎引負高	〃		700		B	※
28	亀太郎引負高	〃	3,426 3 083		洋銀5,550枚(4,532両2分)，うち1,102両2分116文入，取調中	B	※
29	同人引負高	〃	578 1 083		取調中	B	※
	計		22,611 1 057	2,650			

滞　貨

30	泉屋平十郎	文久元年9月	700		横浜本町2丁目	A	
31	広屋栄助	2年1月	94	（銀）10匁	〃　1丁目　元洋銀　608枚　35匁8分替	A	
32	茗荷屋畑右衛門	6月	200		〃　〃	A	
33	駿河屋新八	11月12月	1,400		横浜弁天4丁目	A	
34	海屋久次郎	3年3月	300		横浜潮干町	A	
35	丸木屋金三郎	7月	159		〃	A	
36	石崎源六	7月	175		神奈川青木町　元200両	A	
37	甲州屋忠右衛門	元治元年6月	190		横浜本町2丁目	A	
38	藤本屋源兵衛	慶応元年11月	1,212		〃　4丁目	A	
39	〃	11月	2,755		〃　〃	A	
40	仙台家中・前沢忠太夫	12月	350			C	
41	杉井屋幾三郎	2年2月	3,800		江戸本町2丁目	C	
42	同　人（加州様）	2月	2,000		〃　〃	C	
43	伏見屋瓶次郎	12月	300		横浜駒形町	A	
44	佐野屋茂右衛門	12月	185		横浜太田町3丁目　元200両	A	
45	中屋籐助		5,403	66,800	横浜本町1丁目（専次郎分）	A	※
46	〃		1,678		〃　〃　（彦吉分）	A	
47	運上所役人・清水喜三郎	文久元年11月	400			C	
48	水島屋武助	2年4月	96　3		運上所普請請人元500両	C	
49	大島屋清吉	4月	490		横浜本町1丁目	A	
50	三河屋利助	慶応2年8月	908　1			A	
計			22,797　1　167	66,800ドル	銀10匁＝永166文7分		
塞高総計			51,601　3　008	70,457	銀38貫089匁3分		
（金換算）			105,079両1分079	52,842両3分	金634両3分071文7分		
不明高			13,743両2分035文				
不良資産総計			118,822両3分・永113文8				

「慶応3年春季横浜店勘定調」別—633甲—4より作成。

他資料の残されていない㉕～㉗についても㉕は羅紗買取一売却不能の結果であり，㉖㉗も洋銀がらみであることから「転換」以後の手代引負金は，預り洋銀を流用して手代自らが輸入貿易を企てるか，横浜商人に対して輸入貿易資金を融通した結果として発生したものであることが明らかである。また，ここにも洋銀貸付・支出→邦貨回収という「換金ルート」が表れている。

② 横浜店塞物の特質と三井横浜店の貿易金融

慶応3年における横浜店不良資産118,800両のうち発生時期が判明するものについて整理すると，文久2年6月以前からの持ち越し額15,700両，「転換」以後新たに発生したもの83,400両になる。前期における不良資産の発生要因は，手代引負金（輸出貿易関係），呉服物売込未収金，店普請費用等であり，後期における発生要因は，中屋・伊勢屋貸付，手代引負金（輸入貿易関係），売込商貸付，御用金，領主貸付である。ここで後期不良資産の73%（61,215両）が洋銀貸付・支出→邦貨回収の資金運用ルートの中で生じたものであることは注目に値する。[71] この「換金ルート」の存在を必然化

第11表　中屋籐助貸金

	貸付・返済	洋銀（ドル）			金			担保等
	年月日	貸付高	返済高	残高	貸付高	返済高	残高	
1	文久2年7月28日				195両		195両	羅紗引残り
2	8. 15	1,250		1,250				水犀
3	閏8. 18				1,100			
4	9. 18	1,000	100	900				硝子板之分
5	11. 24	13,000		13,000				（錫・鉛）
6	12. 5	850		850				
7	12. 9	15,000		15,000				（錫・鉛）
8	12 19	13.500		13,500				（錫・鉛）
9	文久3年2. 9	5,300		5,300	分		分	
10	3. 2				558 3		558 3	当百銭3,800貫文
11	5. 24	17,000		17,000	3,000		3,000	
12	10				800	250両	550	金水晶五連
13	元治元年10. 12				3,000		3,000	
14	10. 9	5,000	4,500	500				
15	10. 17				2,000	200	1,800	
16	元治元年12月～慶応元年2月	9,000		9,000		4,800	−4,800	（洋銀換算8,083 1/3ドル）
17	慶応元年2. 2	250		250				
18	4. 27	2,700		2,700				
19	5. 17				2,000		2,000	時貸
20	12. 28				2,000		2,000	時貸
21					2,326		2,326	利足
22						9,500	−9,500	追々請取候分
23						2,000	−2,000	彦吉預入分入金
24	慶応3年3月					1,000	−1,000	
	計	83,850	4,600	79,250	16,979両3	17,750両	−770両1分	

「彦吉籐助引合貸金之調」本—1176-9。
「専次郎籐助引合貸金之調」本—1176-10 より作成。

注（71） 第10表において※印のあるものが「換金ルート」から発生した不良資産である。

させた要因はもちろん同店運用資金の基礎であった外国方預り金が洋銀優位の構成を持っていたことにある。特に文久期においては，市中洋銀相場が1ドル＝35匁内外と基準相場（1ドル＝45匁）を20％以上下回る水準にあったうえ，国内市場において洋銀が流通しなかったから，膨大な預り洋銀をそのまま国内市場において運用することは困難な状態であった。従って，預り洋銀を運用可能にするためには，まずこれらの洋銀を邦貨に換金することが必要だったのである。その際の換金ルートとしては，引取商への洋銀融資→邦貨による回収のルートと，預り洋銀流用による外国商品輸入→売捌き→邦貨による回収，の二つのルートがあったが，横浜店の営業方針が現物商品取扱中心主義から貿易金融中心主義へと転換しつつあった当時にあっては，前者が主要なルートであったと考えてよいであろう。慶応元年以降この「換金ルート」が著しく縮小されたのは，[72] この頃から輸入貿易の伸張によって貿易収支が均衡→逆調基調に向かうのに伴い，洋銀需要増大，洋銀相場上昇の傾向が強くなり「換金ルート」の存在意義が失われたこともあったが，何よりも第3節で指摘したように幕府の洋銀需要が増大し，洋銀上納が頻繁化したため，預り洋銀流用の余地が無くなったことがその最大の要因であろう。

他方，横浜売込商人に対する集荷資金貸付から生じたとみられる不良資産は，文久元年までさかのぼっても最大限8,974両であり，不良資産総額に対する比率も7.6％にとどまっている。これらの貸付は小口・分散的であり，時期的には慶応期の比率がやや高くなっており（文久・元治期3,614両，慶応期5,360両），江戸引取商への貸付が大口・集中的で文久・元治期の比率が圧倒的に高いことと対称的な様相を呈している。

以上の検討から明らかなように，不良資産の構成を見る限りにおいては，「三井の公金浮貸しは売込商人に対する集荷資金貸付であった」という結論を導くことはできない。しかし不良資産の構成における対売込商貸付滞高の比率の低さから，ただちに横浜店の売込商に対する貸付を軽視すべきではない。「慶応2年ごろにはじまる横浜の金詰まりの一因が，三井の浮貸しが中止されたことにあったとみられる」[73] と言われているように，三井の横浜商人に対する貿易金融は初期横浜貿易において大きな役割を果たしていたと見られ，その貸付額，件数も不良資産調査に表れた数字を大幅に凌駕していたと思われる。たとえば，横浜の有力売込商人である野沢屋惣兵衛は，慶応3年9月～4年1月の5ヵ月間に横浜御用所から「横浜市中融通御貸付金」として，少なくとも合計25,300両の荷為替融資を受けているが，[74] 御用所発足後間もない時期にこのような多額の融資が行なわれたことは，野沢屋等有力売込商が横浜店時代にかなりの額の融資を受け，確実に返済した実績を残していた結果であると考えるのが妥当であろう。そうであるならば売込商への集荷資金貸付から生じた不良資産の構成比の低さは売込商への貸付の相対的「安全性」を示し，不良資産の小口・分散的

注（72）前述の中屋籐助貸金においても，洋銀貸付は慶応元年4月の2,700ドルが最後である。これ以後，「換金ルート」に属する取引は手代勝手商売という非公式な形をとったものに限定されている。

（73）『横浜市史』第2巻，P.689。

（74）同前，PP.693-4，同書において中井信彦氏は，証書の番号が飛んでいる箇所があることから，野沢屋への実際の融資額は更に多額であったであろう，とされている。

性格は有力売込商への大口貸付金回収の確実性を示すものであると考えることができるのである。[75] そして前述の「換金ルート」が後退局面を迎えた慶応期にあっては，横浜売込商人への貸付が横浜店の貿易金融の中心に押し上げられつつあったのである。しかし新興横浜商人の商業活動を保護すべき幕府の積極的貿易政策の欠如と初期横浜商人の未熟性・不安定性の故に，横浜店の貿易金融は常に未回収金発生の危険性をはらんでおり，その意味で，この時点においては，売込商に対する確実・安全な貿易金融の展開を軸とした横浜店の経営転換構想は完遂されなかったのである。

おわりに

安政6年6月，呉服物売込店として開設された三井横浜店は，慶応3年7月，大元方直属の横浜御用所に改組され，幕府の保護の下で新たな貿易金融機関として再出発した。安政6年6月と慶応3年7月の両極の間において，文久2年6月の呉服物売込中止は三井横浜店の営業内容の変遷における第1の転換点であり，同時に立案された「御用御貸付金」構想はこの転換における転回基軸であった。この構想は現物商品（輸出品）取扱中心主義から貿易金融中心主義への営業方針の転換を企図したものであったが，それにとどまらず，三井横浜店の外国貿易に対する姿勢の転換を示すものとして大きな意義を持っていた。横浜出店に際して江戸本店の意図は，特権的問屋商人資本として幕府の「会所貿易」採用策に呼応し,「会所」の実質的な運営を独占的に掌握することを通して外国貿易を旧来の封建的流通規制体系の中に抑え込むと同時に，その枠内において貿易独占による幕府の利益の分け前を取得することにあったのであるから，幕府の「会所貿易」構想が破綻した後は，外国方御用引請けを含めて横浜出店に対する江戸本店の姿勢は消極的なものになっていた。[76] その結果，横浜店の呉服物売込は全くふるわず，ひいては本店の「堅実性」第一という消極的営業方針に飽き足らぬ横浜店手代の独断取引による塞物累積をもたらすことにもなったのである。ところが「御用御貸付金」構想においては，横浜商人を対象に貿易金融を展開することを通じて外国貿易を自らの致富の基盤として積極的に利用することのみならず，その貿易金融機構の中に幕府権力を組み込むことが構想されていたのであった。文久2年6月以降の横浜店営業活動の変遷は基本的にこの構想の線に沿ったものであるといってよい。[77] そしてその貿易金融の展開を資金面で支えたのが膨大な外国方預り金の存在であった。ただし慶応期に入るまでは，二つの理由で横浜店の貿易金融は横浜売込商人のみをその主要な対象とするには至らなかった。その第1は，当初の構想に反して貿易金融機構の中に幕府権力を組み込むことができなかったうえ，初期横浜商人が資金的に脆弱であり，経営的にも不安定であったため，貸付金の回収に不安があったことであり，第2は，外国方預り金における洋銀優位の構成が前述の「換金ルート」の設定を必要としたことであった。その結果，貸付金回収の「安全性」と換金の「効率性」の二点から，横浜店は資金量が豊富で信用のある江戸

注（75） 横浜店の塞貸先の中には「荷為替組合」加入の売込商八名の名〔次節注(78)参照〕は見当らない。
（76）「横浜店式目」における生糸売買禁止規定も江戸本店の消極的姿勢のあらわれである。

商人を貿易金融の対象に加えなければならなかったのであった。

横浜店経営の第2の転換点は慶応元年であった。この年以降，江戸商人への貸付を媒介とした「換金ルート」が閉鎖され，横浜店の貸付対象は，加賀藩への藩専売品集荷資金融資を除けば横浜売込商人にほぼ一本化された。その理由は「換金ルート」の存在意義が失われたことと，前年までに77,200ドルという多額の未回収金が生じたことから，江戸商人等への大口貸付の危険性が明らかになったことであろう。ただしこの転換は，江戸商人から横浜売込商人への貸付対象の変更という積極的な転換ではなく，未回収金発生の危険性が高い江戸商人への大口貸付を切り捨てた結果，相対的に安全性の高かった売込商への貸付のみが残されたにすぎないという意味で，消極的な転換でしかあり得なかったのである。

横浜売込商への貿易金融を通じて外国貿易に金融的に関与することの中に自己の活路を見いだそうとした「御用御貸付金」構想の方針は誤った選択ではなかった。このことは横浜店不良資産中，対売込商貸付関係の占める割合が10%以下であることからも明らかである。しかし現実には，ここからも一万両余の未収金が生じているように，彼らへの貸付も確実に安全なものであるとは言えなかった。初期横浜商人の経営の不安定性が依然として払拭されていなかった当時にあっては，彼らの信用力の強化と幕府権力による貸付金回収の保証という二つの条件が満足されない限り，未回収金発生の危険性は解消されず，従って横浜店が売込商に対する貿易金融を全面的に展開することにはなお問題が残されていたのである。その意味で，慶応3年7月，幕府の新しい貿易規制政策の一環として，野沢屋惣兵衛等八名の売込商による「荷為替組合」[78]を対象とした三井横浜御用所の「横浜市中融通御貸付制度」が発足[79]し，前記二条件が満たされた時[80]，文久2年6月の「御用御貸付金」構想に基づいた三井横浜店の経営転換は，はじめて「完了」したのである。そしてわれわれは，こ

注 (77) 開港場において外国貿易の実務に携わっていた横浜店と特権的問屋商人として幕府の流通規制機構の中軸を担っていた江戸本店の外国貿易に対する姿勢の間には，この時までに，当然少なからぬズレが生じていた。江戸本店系列の生糸取扱部門である江戸糸見世（越後屋喜左衛門）は，江戸糸問屋仲間行事として幕府に貿易制限政策の実施を働きかけるとともに，五品江戸回送令の実施にあたっては，輸出生糸の流通規制計画案を提出するなど，江戸問屋商人の生糸貿易制限策動の中心的な位置に立っていた。この立場は横浜店の経営転換後も不変であり，文久3年3月には再び幕府に対して生糸貿易抑圧政策の強化を嘆願し（「糸問屋貿易五品取締ノ件」文久3年，本—1149-3），同年秋における幕府の貿易制限強化実施を引き出している。この間，江戸糸見世自身も貿易生糸の横浜回送を行なったが（万延元年秋～文久3年秋），それもあくまで五品江戸回送令の枠内における営業活動であり，文久3年秋には攘夷派の反発を恐れる江戸本店の指令によってあっけなく中止されてしまった（『三井事業史』本篇第1巻，pp. 614-7）。他方，幕府の貿易政策も，万延元年閏3月の五品江戸回送令以来，一貫して貿易抑圧をその主眼としており，特に横浜店の「転換」直後の文久3年には，五品江戸回送令励行指令，横浜売込商人の営業活動に対する規制強化，横浜鎖港の画策など，一連の貿易抑圧強化政策がとられていた。こうした状況の中にあっては，「御用御貸付金」構想に幕府の協力を得ることはきわめて困難であり，横浜店は独力で，しかも「非公式」に貿易金融を展開しなければならなかったのである。

(78) 「荷為替組合」結成に参加したのは，野沢屋惣兵衛・吉村屋幸兵衛・増田屋嘉兵衛・糸屋勘助・小松屋平兵衛・綿屋政吉・石川屋金右衛門・橋本屋弥兵衛の八売込商人であった（「横浜表荷物為替願書写」慶応3年7月，本—1206-3）。

の経営転換の過程の中に，後の「政商資本」→財閥資本への転化のための三井の自己変革の端緒を見出すことができるのである。

〔本稿作成にあたっては，財団法人三井文庫所蔵資料を利用させていただいた。貴重な資料閲覧の機会を与えてくださった三井文庫に謝意を表するものである。〕

（慶應義塾大学大学院経済学研究科研究生）

注（79）『三井事業史』は，江戸・横浜「市中融通御貸付制度」が兵庫商社設立計画と同様に勘定奉行小栗上野介による貿易独占計画の一環として構想されたものであるとしている（pp. 667-8）が，筆者は更に，この貸付制度を慶応2年1月に施行された「生糸・蚕紙改印制度」との関わりにおいて把握すべきであると考えている。「生糸・蚕紙改印制度」は当時有名無実化していた「五品江戸回送令」に代わる新たな貿易規制政策として採用されたものであるが，その要点は従来の江戸問屋による輸出向け生糸・蚕紙の統制を廃止し，これを生産地における規制に切り替えた点にある（石井孝『幕末貿易史の研究』1944年，日本評論社，第2編第3章「幕末開港後に於ける幕府の国産統制計画」）。この新制度においては生産地における規制を補完するための開港場における規制が必要とされるが，筆者はその規制の実効化のためにとられた方策が「荷為替組合」への有力売込商人の組織化と横浜御用所による「荷為替組合」の金融的支配であったのではないかと考えている。

なお，三井横浜店の横浜御用所への改組過程，横浜御用所による「横浜市中融通御貸付金」制度下の貿易金融展開の意義，及びそれらと幕府の貿易規制政策との関連等の諸論点に関しては別稿を予定している。

（80）江戸町奉行所は慶応3年10月12日，甲州屋忠右衛門等13名を召喚し，三井横浜店からの借用金即納を命じた。その際，奉行所は各自の取引先を申告させ，彼等にも出頭を命ずるなど，御用御貸付金貸滞りの場合と同様の厳しい措置を取り，貸滞金が多額であった中屋籐助は入牢を申し付けられたほどであった（『横浜市史』第2巻，P. 688）。これは幕府が「横浜市中融通御貸付金制度」の仕法を横浜店時代の貸付金に遡って適用したものであると思われ，同制度下の滞貸付金回収においても同様の強権を発動するであろう，という幕府権力の意志表明であるとみなすことができる。他方，貸付先の信用力強化は，有力売込商人への選別的融資と彼等への連帯責任制による返済の義務付け（「荷為替組合」の結成）という二重の安全策がとられた。このうち貸付先の選別化は，横浜店時代の終盤においてすでに相当程度進行していたものであると思われる。